

## 治験経費（事務局業務経費）に関する覚書

治験受託者 実施医療機関名（以下、「甲」という）と、治験委託者 治験依頼者名（以下、「乙」という）と治験施設支援機関である 株式会社医療システム研究所（以下、「丙」という）とは、治験審査番号（ ）の臨床試験にかかる経費のうち丙の受託業務に対する経費について、次の通り約定する。

### 第1条（丙の受託業務に対する経費）

甲は丙に対し、本治験の実施に係る準備調整や管理など事務的な業務の委託をし、丙の受託業務に対する経費は次のとおりとする。

| 丙の受託業務に対する経費      | 前払分（固定費）                                | 出来高払分                                   |
|-------------------|---|---|
| (1) 治験事務局業務費      | 円                                       |   |
| (2) 治験審査委員会事務局業務費 |   | 30,000 円×事務局支援期間<br>円                   |
| (3) 事務局間接経費       | $((1)+(2)) \times 0.15 \times 0.3$<br>円 | $((1)+(2)) \times 0.15 \times 0.7$<br>円 |
| 小 計               | 円                                       | 円                                       |
| 合 計               |   | 円                                       |

2 本条第1項の前払分（固定費）の費用については、第2条に従って支払い、本治験の進捗状況に係らず、払い戻しはしない。

3 本条第1項の出来高払分の費用については、原則として治験終了時に、事務局支援期間に応じて精算し、甲が乙に請求する。

### 第2条（支払方法）

乙は甲に対し、第1条第1項の前払分（固定費）の費用については、甲の発行する請求書に従い支払うものとする。

(1) 支払金額（前払分費用の合計金額） 円（税別）

(2) 甲の指定する銀行口座

銀行名 支店名：

口座番号：

口座名義：

### 第3条（消費税）

本治験経費に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づきこれら経費に消費税率を乗じて得た金額とする。

なお、消費税法第29条及び地方税法第72条の83の改正に伴い過不足が生じた差額は、治験終了時に精算するものとする。

### 第4条（協議）

その他、本覚書の条項又は本覚書に記載のない事項について協議が生じた場合は、甲・乙・丙は、誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

上記約定の証として本書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、各その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（治験受託者）

印

乙（治験委託者）

印

丙（治験施設支援機関）

印